

令和3年6月9日

各 位

坂出税関支署高松空港出張所

機構改正に伴うお知らせについて

平素は税関行政にご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、税関では行政需要等に適切に対処し、併せて税関行政の適正かつ円滑な処理を図るため、機構等の見直しを行っているところですが、このたび、令和3年度の機構改正により、本年7月1日付をもって、神戸税関坂出税関支署高松空港出張所（以下「高松空港出張所」という。）を廃止し、神戸税関高松空港税関支署（以下「高松空港税関支署」という。）となり、その事務を引き継ぐこととなりました。

これに伴う事務処理上における留意点等は、下記のとおりとなります。

記

1 管轄区域等

- (1) 高松空港出張所（官署コード：KC）が6月30日に廃止され、7月1日以降の事務は高松空港税関支署（官署コード：KC）に引き継がれますので、現在、高松空港出張所で処理している外国貿易機等の入出港手続、輸出入通関及び保税関係手続等すべての事務は、7月1日以降、高松空港税関支署において事務処理をすることとなります。
- (2) 事務処理上の混乱を避けるため、保税蔵置場及び保税工場に付与している保税地域コードの変更は行いません。

2 船舶代理店関係事務等（NACCS等）

- (1) 汎用申請業務で申請中の事務で、6月中に高松空港出張所（官署コード：KC）での許可等が必要なものはできるだけ6月30日の執務時間中にお願います。また、問題となりそうなケースが想定される場合は、あらかじめ担当までお問い合わせください。

(2) 船陸交通許可(包括)で6月30日までに高松空港出張所が行った許可は、その有効期限までは有効とします。7月1日以降の許可申請は高松空港税関支署で受け付けることとします。

3 輸出入通関事務

上記1(1)のとおり、官署コードに変更がないため、6月末の時点で許可承認等の処理が得られない申告(予備申告含む)であっても、特段の処理は不要です。

4 保税蔵置場及び保税工場

上記1(2)管轄区域等のとおり、保税地域コードの変更はありませんが、現在提出している社内管理規則、組織図、保税担当者等の内容を点検のうえ、7月1日以降変更が生じる場合は、高松空港税関支署長あて提出してください。

5 お問い合わせ先

坂出税関支署高松空港出張所 高松市香南町岡 1312-7

電話 087-879-3889

7月以降は高松空港税関支署の各担当までお願いします。なお、電話番号に変更はありません。